

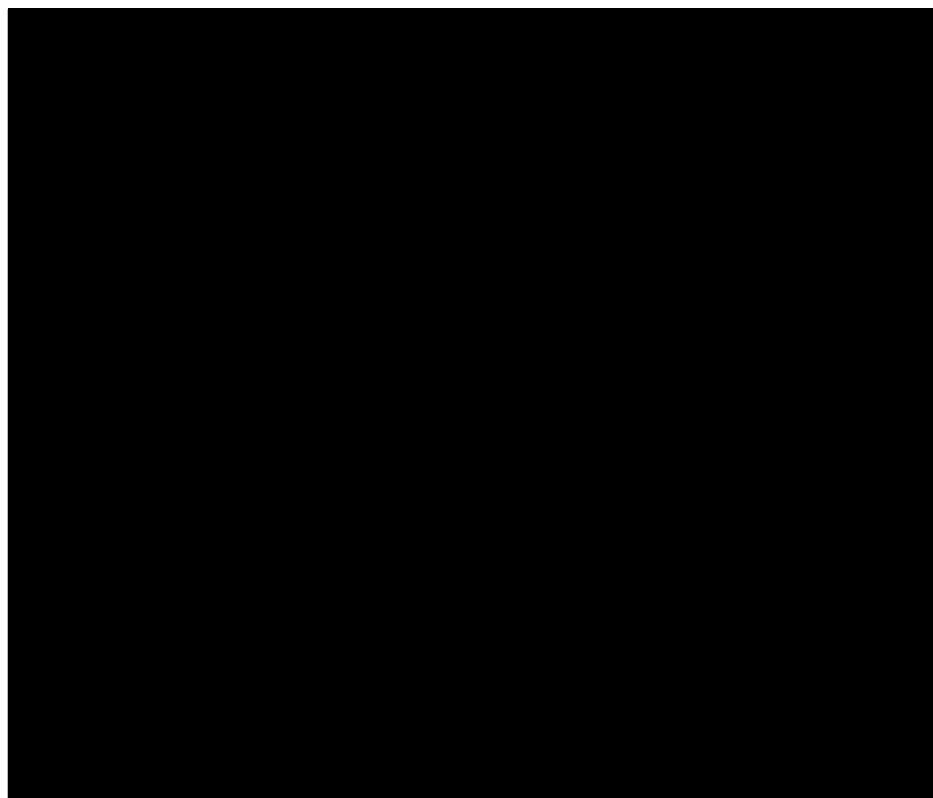
令和5年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

**知的財産法**

下記の（1）から（27）までの事実を前提として、（問1）から（問7）までの設間に答えよ。

(1) 従来から、レジかご型、レジかごサイズ、レジかごバッグ等と呼ばれる買い物用バッグ（以下、「従来型レジかごバッグ」という）が知られている。

(2) 従来型レジかごバッグ（その例を下図に示す。図中の番号は無視せよ）には、その幅が大きいため、提（さ）げ部を用いて手から提升了るときにバッグが脚にぶつかったり、提升了部を用いて肩から提升了るときにバッグが肘（ひじ）や脇腹と干渉したりして、取り扱いづらい、という問題があった。



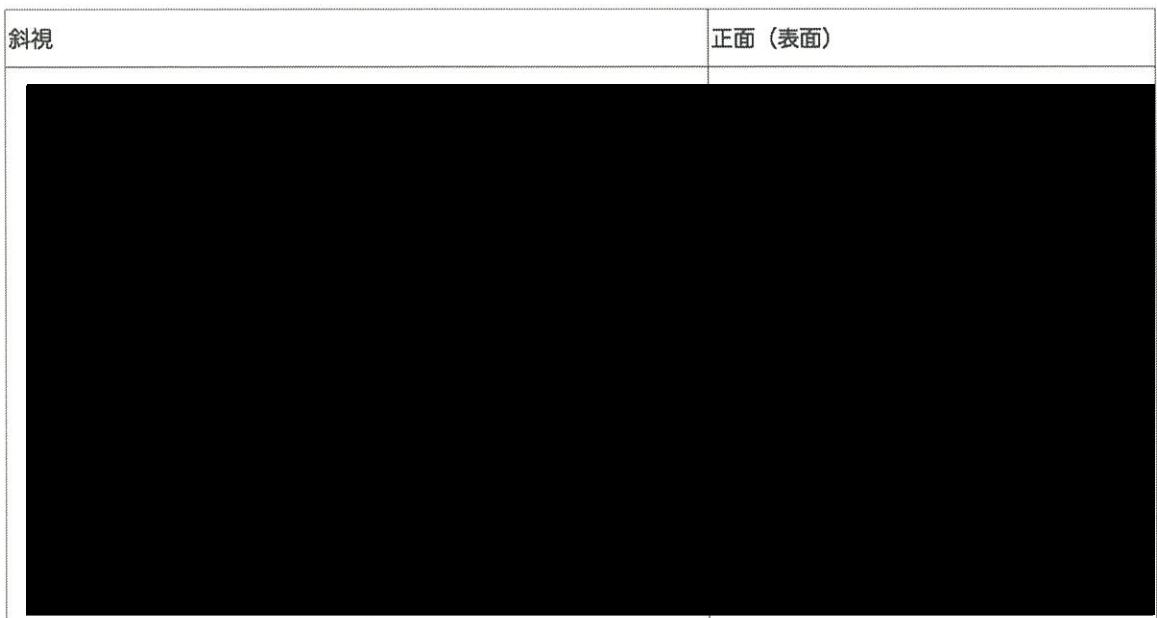
(3) 株式会社F（本店の所在地は兵庫県神戸市である。以下、「F社」という）は、雑貨、服飾品等の企画、製造、販売等を主たる事業としている。

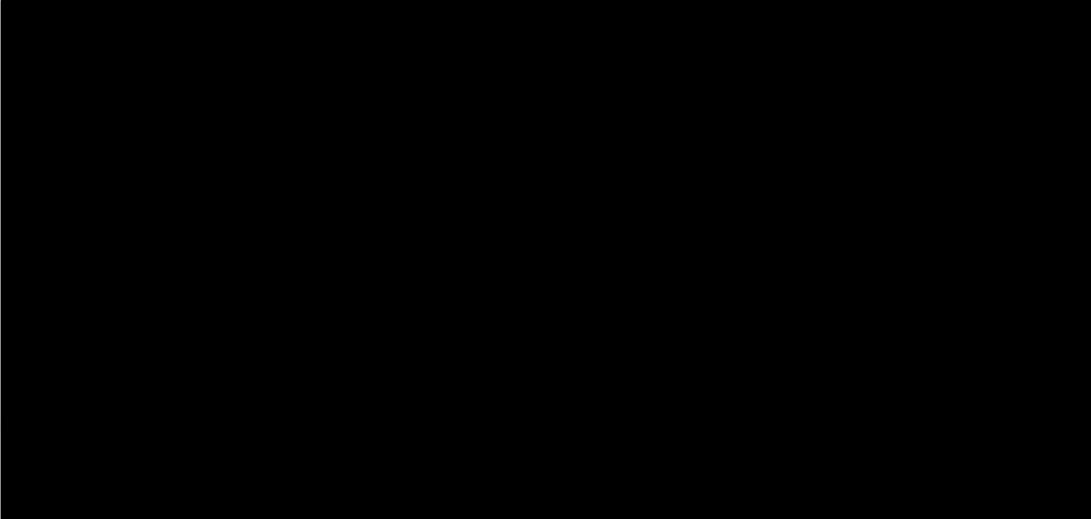
(4) F 社では、2016 年（訴訟実務では元号が用いられるが、元号をまたぐことによる混乱を避けるため、ここでは西暦で表示する。解答においても、西暦で表示してよい）の 2 月頃に、上記（2）の問題が解消ないし緩和された買い物用バッグを開発することを決定した。

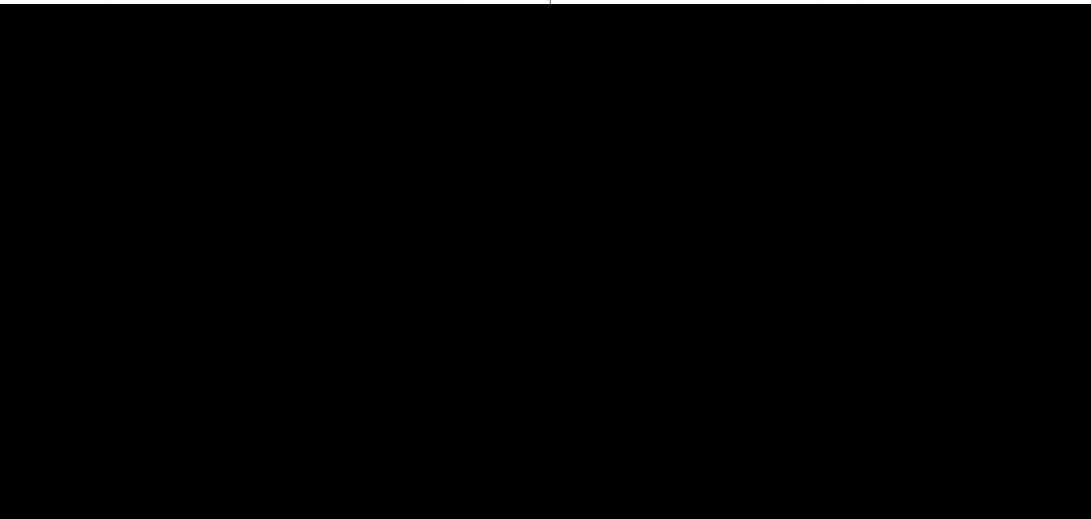
(5) M は、F 社の従業員であり、バッグ等の袋物製品のデザインを担当している。

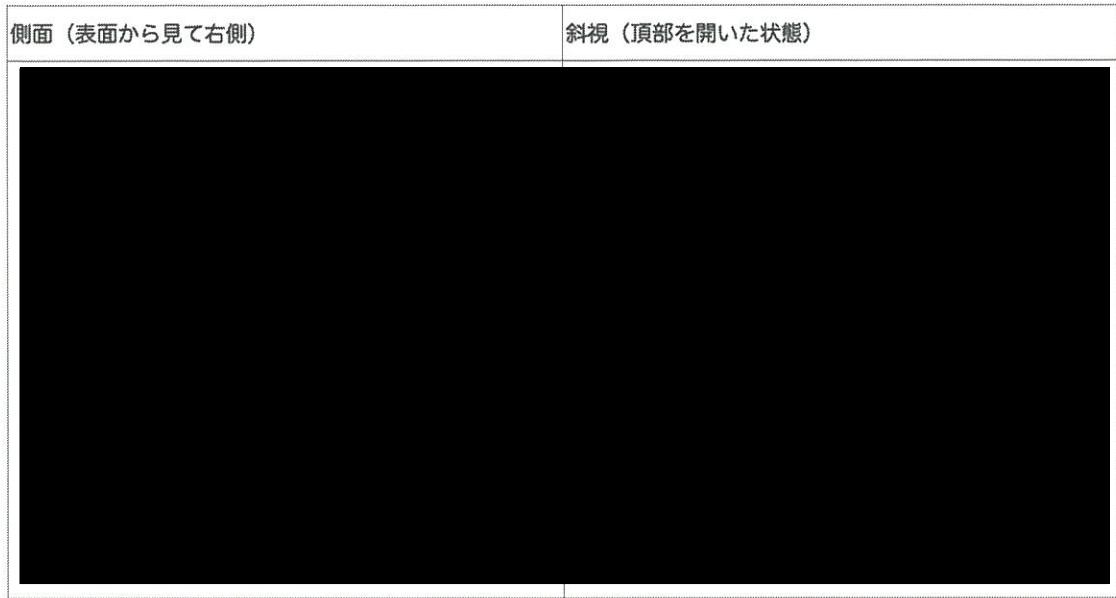
(6) M は、F 社内で、上司の指示により、上記（2）の問題が大きく緩和されたレジかごバッグの開発に着手し、2016 年 10 月初旬に、これを完成した（以下、このバッグを、「バッグ F」という）。

(7) 下記は、バッグ F の試作品の写真である。



|        |  |
|--------|--|
| 背面（裏面） | 平面（頂部）   |
|        |  |

|    |  |
|----|--|
| 底面 | 側面（表面から見て左側）   |
|    |  |



- (8) 2016年10月27日、F社は、バッグFについて、日本国特許庁に対して、発明の名称を「鞄」として、特許出願（以下、「本特許出願」という）を行った。
- (9) 本特許出願の出願番号は、特願2016-210918である。
- (10) 2018年3月6日、本特許出願について、F社は、出願審査の請求（特許法第48条の3第1項）を行った。そこで、本特許出願の審査が行われた（同法第48条の2）。
- (11) 2019年2月5日、審査官は、本特許出願について、特許をすべき旨の査定をした。
- (12) 2019年2月12日、F社は、登録料を支払った。
- (13) 2019年2月22日、本特許出願にかかる発明について、特許権（以下、「本特許権」という）の設定の登録がなされた。特許番号は、特許第6xxx515号である。
- (14) 2019年3月13日、特許第6xxx515号について、特許公報（以下、「本特許公報」という）が発行された。
- (15) 本特許公報に示された【特許請求の範囲】【請求項1】（これにより特定される発明を、以下、「本発明」という）は、次の通りであった。

表面部と、前記表面部と対峙する裏面部と、左右一対の側面部と、前記表面部、前記裏面部

及び前記一对の側面部の下端によって囲まれる領域を閉塞する底面部とを有し、店舗内用買い物かごの内側に装着可能な大きさに形成されている収容部と、

前記表面部の上部及び前記裏面部の上部の少なくとも何れか一方に設けられた提げユニットと、

前記表面部の上端部と前記裏面部の上端部とを互いに係合させる係合部と、

前記一对の側面部の上縁部の一端部から他端部に亘る領域にそれぞれ設けられた筒状の一对の紐通し部と、前記一对の紐通し部にそれぞれ挿通された一对の調節紐であって、各前記調節紐は一端部が対応する前記紐通し部の一端部に止着され、他端部が対応する前記紐通し部の他端部に止着されている一对の調整紐と、前記一对の紐通し部の延在方向中央部にそれぞれ形成され、対応する前記調整紐の中間部が対応する前記紐通し部から延出される一对の紐延出孔と、を有する絞り機構と、を備え、

前記店舗内用買い物かごは、平面視ほぼ長方形に形成され、一对の長辺側の側面と一对の短辺側の側面を有し、

前記収容部の前記表面部は、前記店舗内用買い物かごの内側に装着したときに前記店舗内用買い物かごの一対の短辺側の側面のうち一方の側面に対峙して位置する部分であり、

前記収容部の前記裏面部は、前記店舗内用買い物かごの内側に装着したときに前記店舗内用買い物かごの一対の短辺側の側面のうち他方の側面に対峙して位置する部分であり、

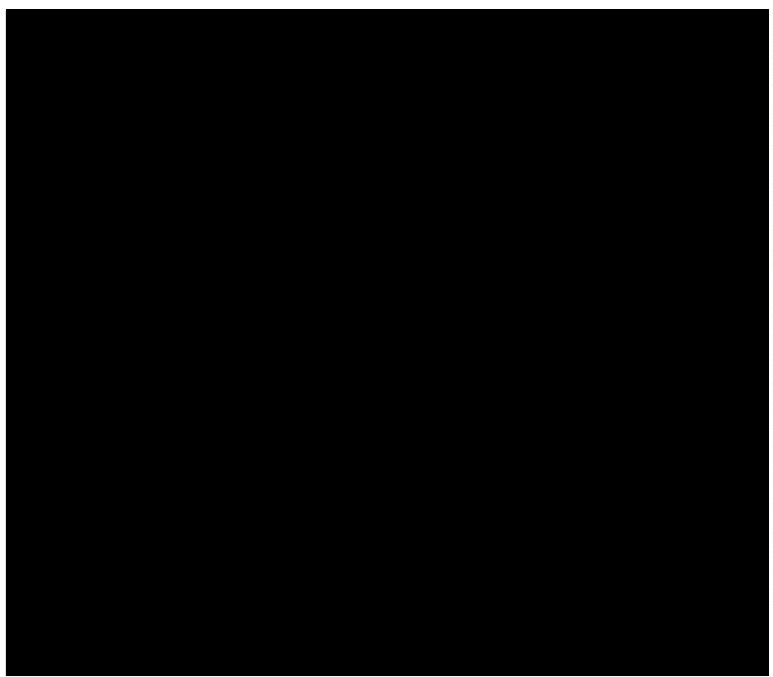
前記収容部の前記一对の側面部は、前記店舗内用買い物かごの内側に装着したときに前記店舗内用買い物かごの一対の長辺側の側面に対峙して位置する部分である鞄。

(16) 下記は、本特許公報に含まれる図を、それぞれの図に付された説明とともに、示している。

本発明の実施の形態に係る鞄の構成例を示す斜視図であり、鞄を開いた状態を示す図である。



本発明の実施の形態に係る鞄の使用例を示す説明図であり、鞄100を店舗内用買い物かご110に装着した状態を示す図である。



本発明の実施の形態に係る鞄の構成例を示す斜視図である。ここには、調節紐を使って、鞄の開口部を絞つたうえで、面ファスナー等を用いた係合部を使って、表面部の上端部と裏面部の上端部とをたがいに係合させた状態が、示されている。



(17) 本特許公報の【特許請求の範囲】【請求項1】における記載に、上記(16)の図に示された番号を書き加えると、次のようになる。なお、上記(16)の図では、一対の「調節紐(32)」についても、一対の「紐延出孔(33)」についても、表面側から見えるもののみが表示されている。

「表面部（11）」と、前記表面部と対峙する「裏面部（12）」と、左右一対の「側面部（13）、（14）」と、前記表面部、前記裏面部及び前記一対の側面部の下端によって囲まれる領域を閉塞する「底面部（15）」とを有し、「店舗内用買い物かご（110）」の内側に装着可能な大きさに形成されている「収容部（1）」と、

前記表面部の上部及び前記裏面部の上部の少なくとも何れか一方に設けられた「提げユニット（51）、（52）」と、

前記表面部の上端部と前記裏面部の上端部とを互いに係合させる「係合部（2）」と、

前記一対の側面部の上縁部の一端部から他端部に亘る領域にそれぞれ設けられた筒状の一対の「紐通し部（31）」と、前記一対の紐通し部にそれぞれ挿通された一対の「調節紐（32）」であって、各前記調節紐は一端部が対応する前記紐通し部の一端部に止着され、他端部が対応する前記紐通し部の他端部に止着されている一対の調整紐と、前記一対の紐通し部の延在方向中央部にそれぞれ形成され、対応する前記調整紐の中間部が対応する前記紐通し部から延出される一対の「紐延出孔（33）」と、を有する「絞り機構（3）」と、を備え、

前記店舗内用買い物かごは、平面視ほぼ長方形に形成され、一対の「長辺側の側面（111）」と一対の「短辺側の側面（112）」を有し、

前記収容部の前記表面部は、前記店舗内用買い物かごの内側に装着したときに前記店舗内用買い物かごの一対の短辺側の側面のうち一方の側面に対峙して位置する部分であり、

前記収容部の前記裏面部は、前記店舗内用買い物かごの内側に装着したときに前記店舗内用買い物かごの一対の短辺側の側面のうち他方の側面に対峙して位置する部分であり、

前記収容部の前記一対の側面部は、前記店舗内用買い物かごの内側に装着したときに前記店舗内用買い物かごの一対の長辺側の側面に対峙して位置する部分である「鞄（100）」。

（18）本特許公報の【発明が解決しようとする課題】には、次のような記載がある。

従来型レジカゴバッグは、提げ部を用いて手または肩から提げたときに鞄の幅が大きくなり、取り扱いに難点があるという問題があった。

（19）本特許公報の【課題を解決するための手段】には、次のような記載がある。

上記課題を解決するため、本発明のある態様に係る鞄は、表面部と、前記表面部と対峙する裏面部と、左右一対の側面部と、前記表面部、前記裏面部及び前記一対の側面部の下端によって囲まれる領域を閉塞する底面部とを有し、前記表面部及び前記裏面部の幅寸法は前記一対の側面部の幅寸法よりも短く形成され、店舗内用買い物かごの内側に装着可能な大きさに形成されている収容部と、前記表面部の上端部と前記裏面部の上端部とを互いに係合させる係合部と、を備える。

この構成によれば、鞄を提げた際の幅寸法を小さくすることができ、鞄を扱い易いものとすことができる。

(20) F社は、2016年11月から、バッグFの製造を、G株式会社（本店の所在地は大阪市であり、鞄、履物等の受託製造を主たる事業とする。以下、「G社」という）に委託し、同年12月下旬より、G社から納品されたバッグFを、日本国内で販売している。なお、実際に販売されているバッグFは、さまざまな色または模様を伴っているが、その形状および構造は、試作品と異なる。

(21) 株式会社Q（本店の所在地は東京都武蔵野市である。以下、「Q社」という）は、日用雑貨、家庭用品、繊維製品、服飾雑貨の輸入、販売を主たる事業としている。

(22) Q社は、2019年5月頃までに、ショッピングバッグの製品を企画し、その製品を消費者向けに販売することを決めた。

(23) Q社は、同年7月25日頃までに、「レジカゴディパック」という名称の製品（以下、「Q製品」という）を開発した。

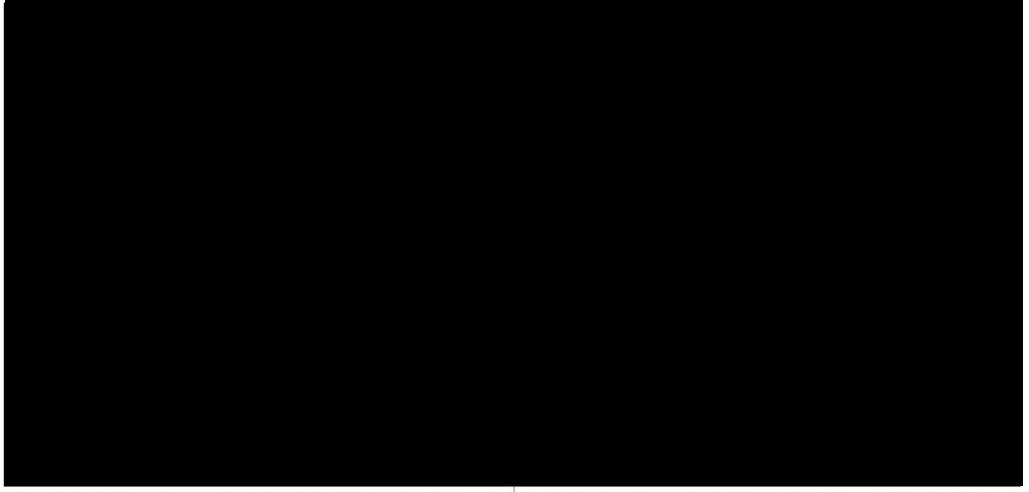
(24) Q製品は、Q社の委託先である中国の企業の、中国内にある工場で製造されている。

(25) Q社は、Q製品を中国から輸入し、同年10月頃から、現在にいたるまで、日本国内で、販売している。

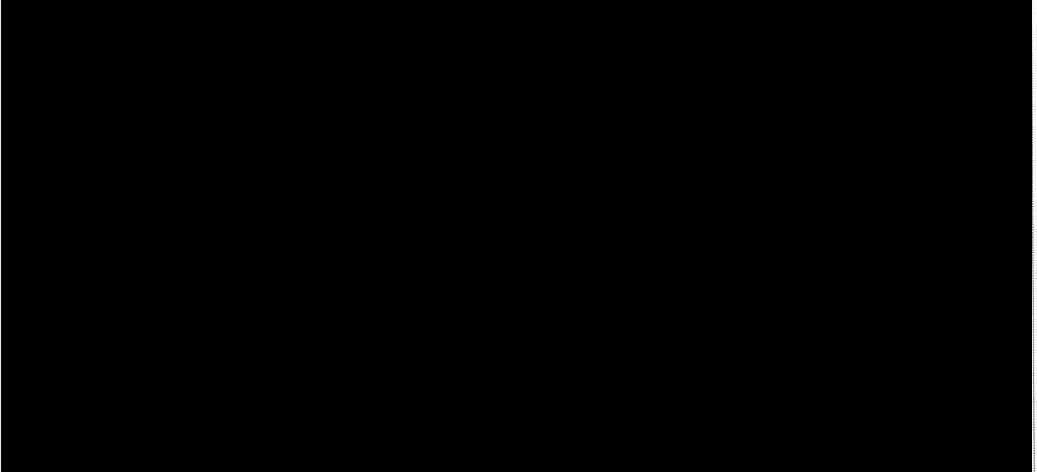
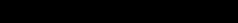
(26) Q製品の技術的な構造は、下記のとおりである。

- (A) 鞄の表面1とこれと対峙する裏面2と、左右一対の左側面3と右側面4を有し、表面1、裏面2及び左側面3と右側面4の下端によって囲まれる底面5とを有し、
- (B) これらが店舗内用買い物かごの内側に装着可能な大きさに形成され、
- (C) 表面1と裏面2の各上部に設けられた紐状の提げユニット15、16を備え、
- (D) 表面1の上端部と裏面2の上端部とを互いに係合させるファスナー17を備え、
- (E) 左側面3と右側面4の上縁部の一端部から他端部に亘（わた）りそれぞれ筒状の一対の紐通し部6、7が設けられ、
- (F) その各紐通し部にそれぞれ調節紐8、9が挿通され、その調節紐8、9がそれぞれ前記紐通し部の一端と他端に各々止着され、
- (G) 調節紐8、9は、伸縮性のあるゴムベルトであって、紐通し部6、7を中心に向かって自動的に絞り込む機能を有しており、
- (H) 平面視（へいめんし）略（ほぼ）長方形に形成された店舗内用買い物かごの内側に装着したときに 店舗内用買い物かごの一対の短辺側の側面に表面1と裏面2が対峙して位置し、
- (I) 左側面3と右側面4が店舗内用買い物かごの一対の長辺側の側面に対峙して位置する
- (G) 鞄

(27) 下記は、Q 製品の写真である。

| 斜視 | 背面（裏面）   |
|----|--|
|    |  |

| 底面 | 側面（表面から見て右側）   |
|----|--|
|    |  |

| 側面（表面から見て右側）  | 平面（頂部を開いた状態）  |
|---|---|
|  A large black rectangular box covering the majority of the right side of the table cell. |  A small black rectangular box located at the top center of the right side of the table cell. |

## 【設問】

(問 1) F 社が、著作権（著作者人格権については、無視してよい）を利用して、Q 製品を市場から排除する目的で、Q 社に対して訴えを起こすものとする。F 社はどのような請求をすることが可能であると考えるか。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については触れなくてよい。(20 点)

(問 2) F 社からの（問 1）の請求に対し、Q 社はどのように反論することが可能であると考えるか。(20 点)

(問 3) 本発明は、「物の発明」、「方法の発明」または「物を生産する方法の発明」のうちのいずれか。(5 点)

(問 4) 本発明の「実施」として考えられる行為を挙げなさい。(5 点)

(問 5) 本発明の発明者は誰であると考えるか。また、本発明については、F 社が特許出願を行なっているが、F 社が当該特許出願を適法に行なうためには、F 社内においてどのような手続きがなされたと想像するか。さらに、そのように想像する理由も示しなさい。なお、手続きを先に書いて理由を後に書いててもよいし、理由を先に書いて手続きを後に書いててもよい。(10 点)

(問 6) F 社が本特許権を用いて、Q 製品を市場から排除する目的で、Q 社に対して訴えを起こすものとする。F 社はどのような請求をすることが可能であると考えるか。なお、損害賠償請求、不当利得返還請求、訴訟費用の負担、および、仮執行宣言については触れなくてよい。(20 点)

(問 7) F 社からの（問 6）の請求に対し、Q 社はどのように反論することが可能であると考えるか。(20 点)